

平成31年2月7日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市環境審議会
会長 薛 孝夫

生物多様性地域戦略について（答申）

平成30年5月7日付30古環発第71号で諮問がありました標記の件について慎重に審議を重ねた結果、下記のとおりまとめましたので、答申いたします。

記

1. 生物多様性地域戦略の名称

「生物多様性基本法」第13条においては、地方自治体の努力義務として「生物多様性地域戦略」の策定が定められています。

このことを踏まえ、本戦略の位置づけを明確にする観点、また、市民や事業者、市民活動団体等の多様な主体との共働を推進するため、親しみやすい名称とする観点から、「つなげたい！古賀の生命 伝えたい！共に生きる力 ー生物多様性古賀戦略ー」が適切と考えます。

2. 生物多様性地域戦略の策定についての基本的な考え方

- (1) 市民や事業者、市民活動団体等の多様な主体との共働を推進するため、親しみやすい名称とわかりやすい内容とすること。
- (2) 生物多様性の保全を通じて、人と自然、生きものが共存、共栄し、古賀市の発展に寄与するよう、「自然の恵みに感謝し、次世代へ引き継ぐ 自然と共に育つまち」の実現に向けた取組を推進すること。
- (3) 戦略の策定にあたっては、市民の意見など多くの意見を反映させること。
- (4) 戦略の推進にあたっては、古賀市役所の全部局が一体となって取り組んでいくこと。また、市民意見を反映させる仕組みづくりを考えるとともに、戦略を実践していく市民や事業者、市民活動団体等の多様な主体との共働体制の強化を図ること。
- (5) 戦略の内容を市民や事業者に普及啓発するための施策を継続的に実施し、進捗状況を公表すること。
- (6) 取組の進捗状況に応じた戦略の見直しを行うこと。また、国の動向や社会情勢に大きな変化、国家戦略、福岡県戦略との大きな隔たりが生じた場合についても、見直しを行うこと。また、見直しにあたっては、策定する際と同様に、市民の意見など多くの意見を反映させること。

3. 生物多様性地域戦略案について

別紙「つなげたい！古賀の生命 伝えたい！共に生きる力 ー生物多様性古賀戦略ー」のとおり